

## 練馬区地域公共交通会議設置要綱

21練都都第10052号

平成21年5月14日

## (設置)

第1条 道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第9条の2に規定する、地域公共交通会議として、練馬区地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。

## (協議事項)

第2条 交通会議は、つぎに掲げる事項について協議する。

地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様および運賃・料金に関する事項

バス等の旅客輸送を提供すべき地域、区間等に関する事項

バス等の利用促進に関する事項

交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

## (構成員)

第3条 交通会議の委員は、つぎに掲げる者とする。

練馬区長またはその指名する職員

一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者およびその組織する団体

住民または利用者の代表

国土交通省関東運輸局東京運輸支局長またはその指名する者

一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体

道路管理者

交通管理者

学識経験者

その他交通会議が必要と認める者

## (委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長)

第5条 交通会議に会長を置き、委員のうち練馬区長またはその指名する職員を充てる。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

3 会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

## (運営)

第6条 交通会議は会長が招集する。

2 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 交通会議の議事の議決方法は、全会一致を原則とする。これが困難な場合は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長が決するところによる。

4 やむを得ない理由のため、交通会議に出席することができない委員は、同一の団体ま

たは機関に属する者を代理人として出席させ、合議および表決を委任することができる。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して交通会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

6 交通会議は、公開とする。ただし、審議内容が練馬区情報公開条例（平成13年10月練馬区条例第61号）第24条各号に該当するときは、この限りでない。

（地域検討組織の設置）

第7条 交通会議は、第2条に規定する協議事項について必要があると認めるときは、地域住民が参加する地域検討組織を設置し、具体的な検討を行わせることができる。

2 地域検討組織は、具体的な検討にあたり、練馬区乗合バス事業者連絡懇談会および練馬区バス交通推進会議等との意見調整を行なうこととする。

（協議結果の取扱い）

第8条 交通会議において協議が整った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

（庶務）

第9条 交通会議の庶務は、都市整備部交通企画課（以下「交通企画課」という。）において処理する。

（その他）

第10条 地域公共交通に関する相談、苦情等に対応するため、相談・連絡窓口を交通企画課内に設置する。

2 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り、別に定める。

付 則

この要綱は、平成21年5月28日から施行する。

付 則（令和3年3月11日2練都都第10123号）

この要綱は、令和3年3月11日から施行する。